各都道府県 教育長 殿

図書館業務の民間委託についての提言

平成24年9月18日

公益社団法人 日本文藝家協会 理事長 篠 弘

以下の内容につきまして、関係者各位に普及徹底され、適切な対応がとられますよう切望します。

最近、全国の公共図書館において、指定管理者制度の導入により、図書館業務の民間業者への委託が実施されるようになりました。公共図書館は国民の、知る権利、学ぶ権利、文化を享受する権利等に応えるために、多種多様の蔵書を備え、レファレンス・サービス(利用者の求めに応じた読書指導や助言)を提供するとともに、書籍の無償貸出をするというのが基本的な使命であるとわたしたちは考えています。

わたしたち著作権者にとっては、より多くの読者と出会える機会であり、図書館を通じて読書を楽しむ人々が増えれば、文芸文化、出版文化の発展や未来への継承につながるものと期待されます。しかしながら、書籍の販売による収入を生活の糧としている著作権者の場合、書籍が無償で貸出されることは、ある程度の収入の減少をもたらすおそれがあることも、事実として認めないわけにはいかないでしょう。

ヨーロッパでは、公共図書館における貸出に対して、公共貸出権が設定され、 著作権者に一定の補償金が支払われています。しかし日本においては、公共図書館の館数や蔵書がヨーロッパ先進国と比べて充分でない等の理由で、この種の制度は実施されていません。わたしたちは、公共図書館が著作権者の生活を脅かすような、「タダの貸本屋」状態になるのではなく、本来の公共図書館の使命を守っている限りにおいては、図書館の存在意義を認め、協力したいと考えております。 しかしながら、民間業者への業務委託が進み、営利目的の民間業者が図書館 の運営にまで関わるようになれば、図書館の基本的な使命が損なわれるのでは ないかと危惧しています。そこで日本文藝家協会は、公共図書館、および指定 管理者として業務を委託された民間業者に、次のような提言をいたします。

- 1、地域住民の、知る権利、学ぶ権利、文化を享受する権利等に応えるために、 司書職員を必ず配置し、できる限り多様な書籍を揃える。とくに純文学、 児童文学、評論、詩歌、学術の入門書、専門書等を充実させる。
- 2、ベストセラーになっているような書籍を複本(同じ本を何冊も揃える)と して多量に置かない。
- 3、レファレンス・サービスを充実させる。
- 4、書き下ろし文庫などの廉価本は、発売後一定期間を置いてから貸出を始める(著作権者の生活を守るための配慮です)。
- 5、貸出に際してポイントサービスなどの営利企業のシステムをもちこまない。 ポイント制については、会員各位から、いたずらに青少年の利欲を刺激し て煽る懸念があり、教育的配慮に欠けるのではないか、と特に危惧する意 見が出ています。何冊借りたかではなく、何冊きちんと読んだかが、読書 の本来ではないのかといった慎重な意見が多いことを申し添えておきます。

以上は公共図書館の公共性を守り、本来の使命を果たすために、最低限必要なことであるとわたしたちは考えております。関係者の皆さまのご配慮を重ねてお願いする次第です。

公益社団法人 日本文藝家協会

〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町3-23 文藝春秋ビル新館5F

TEL03-3265-9657 FAX03-5213-5672

Mail = bungeika@dd.iij4u.or.jp

HP = http://www.bungeika.or.jp/